

中東情勢に対応するため、融資制度を拡充 ～府市協調で中小企業の資金繰り支援を本日から強化～

- 京都府と京都市では、中小企業者等の資金繰りを支援するため、協調して融資制度を実施しています。
- 中東情勢の影響を受ける中小企業・小規模事業者の資金繰り悪化の懸念に対応するため、本日から融資制度を拡充しますので、周知をお願いします。

1 拡充のポイント

- 小規模企業向け融資「小規模企業おうえん資金」について、新たに「中東情勢対応枠」を創設し、既に本融資制度を受けている事業者の方にも融資の機会を提供。
- 中小企業向け融資「あんしん借換資金（緊急枠）」について、要件緩和をすることで、より幅広い事業者の方に融資の機会を提供。

2 「小規模企業おうえん資金」の拡充（「中東情勢対応枠」の創設）

- 中東情勢等の影響を受け、売上高等が減少見込みの小規模事業者の方は、新たに無担保で2,000万円（金利1.2%）の借入が可能となる枠を追加。

制 度 名	小規模企業おうえん資金（中東情勢対応枠）
融 資 対 象 者	京都府内で1年以上継続して同一事業を行っている小規模企業者等で、中東情勢等の影響を受けており、次のいずれかに該当する者 (1) 最近1箇月間の売上高等が前年同期比5%以上減少しており、かつその後2箇月間を含む3箇月間の売上高等が前年同期比5%以上減少することが見込まれる者 (2) 最近1箇月間の売上高総利益率が前年同期比10%以上減少しており、かつその後2箇月間を含む3箇月間の月平均売上高総利益率が前年同期比10%以上減少することが見込まれる者 (3) 最近1箇月間の売上高営業利益率が前年同期比20%以上減少しており、かつその後2箇月間を含む3箇月間の月平均売上高営業利益率が前年同期比20%以上減少することが見込まれる者
資 金 使 途	運転資金・設備資金
融 資 限 度 額	無担保2,000万円
融 資 利 率	年1.2%（固定金利）
融 資 期 間 等	10年以内（据置期間：6か月以内）

3 「あんしん借換資金（緊急枠）」の要件緩和

- 売上高等減少要件について、これまでの売上高及び売上高営業利益率に加え、売上高総利益率の減少要件を追加。
- 比較対象期間を、「直近実績3か月」→「直近実績1か月＋見込2か月」に緩和。

4 制度開始日

令和8年7月13日

【本報道発表に関するお問合せ】

京都府商工労働観光部中小企業総合支援課 課長補佐兼係長 平野 TEL 075-414-4826
京都市産業観光局地域企業振興室 TEL 075-222-3329



小規模企業おうえん資金 ～中東情勢対応枠～

中東情勢の影響等により、原材料高や資材の入手難など厳しい経営環境にある小規模企業者向けに、新たに「中東情勢対応枠」を創設し、資金繰りを支援します。

融 資 対 象 と な る 方	◆京都府内に事業所又は営業所があり、原則、府内で1年以上継続して同一事業を行っている小規模企業者、小規模組合又は特定非営利活動法人で、中東情勢等の影響を受けており、次のいずれかに該当する方 ① 最近1箇月間の売上高等が前年同期に比べて5%以上減少しており、かつその後2箇月間を含む3箇月間の売上高等が前年同期に比べて5%以上減少することが見込まれる方 ② 最近1箇月間の売上高総利益率が前年同期に比べて10%以上減少しており、かつその後2箇月間を含む3箇月間の月平均売上高総利益率が前年同期に比べて10%以上減少することが見込まれる方 ③ 最近1箇月間の売上高営業利益率が前年同期に比べて20%以上減少しており、かつその後2箇月間を含む3箇月間の月平均売上高営業利益率が前年同期に比べて20%以上減少することが見込まれる方 《小規模企業者》…常時使用する従業員20人（商業・サービス業（宿泊業及び娯楽業を除く。）は5人）以下 ◎法人の場合…府内に事業所又は営業所がある企業 ◎個人の場合…原則、府内において所得税、事業税を申告している方 《小規模組合》 事業協同小組合、企業組合（その事業に従事する組合員20人以下） 協業組合（常時使用する従業員20人以下） 《特定非営利活動法人》 府内に事務所を有する特定非営利活動法人（常時使用する従業員20人以下） ※京都府税及び京都市税（京都市内に事業所等を有しない方は府税のみ）の滞納がないこと
資 金 使 途 融 資 期 間 等	◆運転資金・設備資金10年以内 <原則、元金均等月賦返済。必要に応じ、6箇月以内の据置可> <融資期間が1年以内の場合に限り、2箇月以内の据置可、一括返済可>
限 度 額	◆2,000万円 <保証協会の無担保保証（一般枠）8,000万円の範囲内で2,000万円以内>
融 資 利 率	◆年1.2%（固定金利）
信用保証料率	◆年0.45～1.65%
担 保・保 証 人	◆保証協会の信用保証が必要 ◆連帯保証人は、必要に応じて徴求する（ただし、法人代表者（組合の場合は代表理事）以外の連帯保証人は原則徴求しない）
受 付 機 関	◆京都府・京都市制度融資取扱金融機関 京都銀行、南都銀行、滋賀銀行、関西みらい銀行、福井銀行（※2）、池田泉州銀行（※1）、京都信用金庫、京都中央信用金庫、京都北都信用金庫（※2）、近畿産業信用組合、京滋信用組合、三菱UFJ銀行（※1）、みずほ銀行（※1）、商工組合中央金庫（※1）は京都市制度のみ、（※2）は京都府制度のみ取扱い可
実 施 期 間	令和8年7月13日～令和9年3月31日保証申込受付分

※御利用にあたっては、金融機関及び保証協会の審査があり、御希望に添えない場合があります。

あんしん借換資金 緊急枠

～中東情勢等の影響を受ける中小企業の方々については、要件を緩和しています～

融資対象となる方	◆京都府内に事業所又は営業所があり、府内で1年以上継続して同一事業を行っている中小企業者、組合又は特定非営利活動法人で、次のいずれかの要件を満たす方 ① 最近3箇月間の売上高等が前年同期の売上高等に比べて5%以上減少している方 ② 原油価格の上昇により、売上原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず販売価格等の上げが困難であるため、最近3箇月間の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が前年同期に比べて上回っている方 ③ 最近3箇月間の原材料費等が前年同期の原材料費等に比して10%以上高騰しており、かつ、経営状況が悪化している方 ④ 最近3箇月間の月平均売上高営業利益率が前年同期に比べて20%以上減少している方 ⑤ 経営あんしん（セーフティネット）融資（中小企業下支え資金及び中小企業再生支援資金を除く）を受けており、借換を行うことで経営の改善や安定が見込まれる方 ※ 別に条件を付す場合があります。 ⑥ 中東情勢等の影響を受けており、次のいずれかに該当する方 (1) 最近1箇月間の売上高等が前年同期に比べて5%以上減少しており、かつその後2箇月間を含む3箇月間の売上高等が前年同期に比べて5%以上減少することが見込まれる方 (2) 最近1箇月間の売上高総利益率が前年同期に比べて10%以上減少しており、かつその後2箇月間を含む3箇月間の月平均売上高総利益率が前年同期に比べて10%以上減少することが見込まれる方 (3) 最近1箇月間の売上高営業利益率が前年同期に比べて20%以上減少しており、かつその後2箇月間を含む3箇月間の月平均売上高営業利益率が前年同期に比べて20%以上減少することが見込まれる方 ※京都府税及び京都市税（京都市内に事業所等を有しない方は府税のみ）の滞納がないこと
資金使途 融資期間等	◆運転資金・設備資金 10年以内 <原則、元金均等月賦返済。必要に応じ、2年以内の据置可>
融資利率	◆年1.8%（固定金利）
融資限度額	◆有担保で2億円、無担保で8,000万円 ※ただし、保証協会の普通保証の利用可能額の範囲内
担保・保証人	◆保証協会の信用保証が必要 ◆連帯保証人は、必要に応じて徴求する（ただし、法人代表者（組合の場合は代表理事）以外の連帯保証人は原則徴求しない）
受付機関	◆京都府・京都市制度融資取扱金融機関 京都銀行、南都銀行、滋賀銀行、関西みらい銀行、福井銀行（※2）、池田泉州銀行（※1）、京都信用金庫、京都中央信用金庫、京都北都信用金庫（※2）、近畿産業信用組合、京滋信用組合、三菱UFJ銀行（※1）、みずほ銀行（※1）、商工組合中央金庫（※1）は京都市制度のみ、（※2）は京都府制度のみ取扱い可

※御利用にあたっては、金融機関及び保証協会の審査があり、御希望に添えない場合があります。